

「現場代理人の常駐義務緩和について」

兼任する工事が豊橋市工事請負契約約款及び豊橋市上下水道局工事請負契約約款第10条第3項に規定する工事現場における常駐義務を要しないこととすることができる場合についての取扱いを以下のとおりとする。

1. 常駐を要しないことの定義

(1) 常駐を要しないとは、次に掲げる場合を言う。

- ① 2件以上の工事の現場代理人を兼任し、一方の工事現場に駐在することにより他方の工事現場を不在にすること。
- ② 注1に規定する、工事現場において作業が行われていない期間に、工事現場を不在にすること。

2. 現場代理人を兼任することができる対象工事

(1) 次に掲げる各号の条件をすべて満たす工事については、合計で3件まで兼任を認めるものとする。

- ① 豊橋市又は豊橋市上下水道局と請負契約が締結されたものであること。
- ② 工事請負金額（税込み）が4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）であること。
- ③ 工事場所が豊橋市内であること。
- ④ 兼任するそれぞれの工事の監督職員に工程表等を提示したうえで互いの工事の工程管理、安全管理、労務管理等に影響しないとして兼任可能と認められた工事であること。
- ⑤ 入札公告、指名通知又は特記仕様書に現場代理人の兼任ができない旨の記載がある工事でないこと。

※注1 2.にかかわらず以下に掲げるイ、ロ、ハ、ニの期間については、工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない2以上の工事の現場代理人を兼任することができる。

イ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

ロ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ハ 工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ニ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間（同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合に限る）

ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要である。

※注2 現場代理人は、密接な関連のある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合、請負金額に関わらず2以上の工事で兼任できるものとする。

また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）、請負金額に関わらず2以上の工事で兼任できるものとする。

3. 現場代理人を兼任できない者

- (1) 前年度、豊橋市又は豊橋市上下水道局と契約した工事の成績において、現場代理人又は主任人技術者として70点未満の工事成績の担当者であった者

4. 現場代理人を兼任する場合の報告

- (1) 現場代理人を兼任する場合は、受注者が兼任するすべての工事担当課あてに「現場代理人兼任届」を提出すること。

5. 現場代理人を兼任する場合の留意事項

- (1) 現場代理人は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。
 - ア 豊橋市、豊橋市上下水道局又は当該工事施工関係機関との協議・打合せ等
 - イ 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合
 - ウ 法定休暇、労使協定又は、就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合
 - エ 技術者としての国家資格更新等の講習会、研修を受講する場合
 - オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合
 - カ 兼任する工事現場間を移動中の場合
 - キ その他、監督職員の承認を受けた場合
- (2) 現場代理人は、現場作業が行われているときに不在とするときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保するとともに、現場に常駐する者の中から連絡員を定め、監督職員との連絡に支障をきたさないこと。
- (3) 兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼任する全ての現場に日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、その記録をすること。
- (4) 兼任配置とした工事が、その後の設計変更（増額変更）により条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取扱いの適用を受けるものとする。（主任技術者等の取り扱いについては、建設業法を遵守し、変更等の必要な措置を行う。）
- (5) 兼任配置とした工事において、次に掲げる場合、豊橋市及び豊橋市上下水道局は、兼任配置の解除を命じることができる。この場合、請負者は常駐できる別の現場代理人を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。
 - ア 作業事故、苦情等が発生し、豊橋市又は豊橋市上下水道局が施工管理体制の不備による原因と判断したとき。
 - イ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったと判明したとき。
 - ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場に日に1回以上出向いていないと判明したとき。

6. 契約図書で現場代理人の常駐を義務付けた修繕及び業務委託について、この取扱を準用する。

この取扱いは、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和 5 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和 7 年 2 月 1 日から実施する。

現場代理人兼任届

年 月 日

豊橋市長 様

住 所
受注者
氏 名

現場代理人の兼任について、下記のとおり届出します。

現場代理人氏名	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
契約締結年月日	
工 期	
工 事 担 当 課	

○上記の現場代理人が兼任する他の工事

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
契約締結年月日	
工 期	
工 事 担 当 課	

※ 別添として、施工連絡体制（現場代理人不在時の体制がわかるもの）を工事打合せ簿で提出すること。

3件の工事の現場代理人を兼任する場合は欄を追加し作成すること。